

佐賀県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年四月二十六日から平成二十三年五月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥 栖線	神崎市神崎町尾崎字唐香原四一五七番一地从先から 神崎市神崎町城原字熊谷一四九四番一地从先まで 神崎市神崎町志波屋字四本松二〇一九番二地从先から 神崎郡吉野ヶ里町三津字庄尾分一六一番一地从先まで	平成二三・四・二六 "